

令和4年度 第3回美瑛町景観審議会・自然環境保全審議会 書面開催 議事録

令和4年度第3回美瑛町景観審議会・自然環境保全審議会の議案に対する質疑・意見について、届出者に対し確認を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 景観条例に基づく開発行為等協議案件について

(携帯基地局の設置について)

①コンクリート柱が赤系の色味をしているが、茶系やグレー、黒などの景観色にできないか。

→①に対する回答

届出の申出者からは、コンクリート柱は茶系の色（マンセル値：5YR2/1）に塗装することを確認しております。

なお、設置機器についても、最大限景観色に塗装する旨を届出者に通知いたします。

②置杵牛の設置場所が個人の所有地になっているが、電波の人体に対する影響等の懸念はなく、安全性は確保されているのか。

→②に対する回答

世界保健機関（WHO）では「非常に低いばく露レベル、及び今日までに集められた研究結果を考慮した結果、基地局および無線ネットワークからの弱いRF信号（電波）が健康への有害な影響を起こすという説得力のある科学的根拠はありません」との見解を示しています。また、総務省では電波の強さ（基準値）を電波防護指針の中で定めており、当該基準値はWHOが策定したガイドラインと同等となっており、当該案件についても、健康への影響はないものと考えております。

届出者に対しては、基準値の遵守徹底を呼びかけます。

③共架不可の理由として、「強度の不安」、「電波干渉の可能性」、「共架をした場合、高さが確保できず、エリアカバーが狭い範囲になってしまう」と記載されていたが、今後の案件すべてに当てはまってしまうのではという懸念がある。

→③に対する回答

共架の前情報として、数社のアンテナを設置する場合、アンテナは上下に設置されます。また、電波干渉を避けるため、アンテナ同士の距離は一定の間隔を取る必要があります。

審議案件の設置箇所はいずれも周辺に他社の基地局がすでに設置されており、一部は2社が共架を行っています。届出者は4G・5G両方カバーするため、機器を2つ設置することとしており、既存の共架柱に2つの機器の追加設置が設計上可能か検討した結果、強度が不足しており、安全性を確保できないとの判断に至ったとのことです。

また、上述のとおり、電波干渉を防ぐため機器同士の距離を空ける必要があります。既存の共架柱は2つの機器がすでに設置されていること、または、サイズが大きい機器が

設置されていることなどから、追加で設置するとかなり低い位置になってしまうため、高さが確保できずエリアカバーが狭くなってしまうとのことです。

以上のように、既存基地局の設計強度、設置されている機器の数・種類高さなど様々な要素を考慮した結果、共架不可の判断に至ったとのことです。

今後の案件についても、設置箇所毎に共架の可否を判断いただくよう事業者に対し呼びかけを行ってまいります。

今回の意見は貴重なお意見として頂戴し、今後の景観行政に生かしていきたいと存じます。